

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年9月14日

大阪市長 松井一郎

1 担 当

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所2階

大阪市福祉局総務部経理・企画課

電話 06-6208-9917

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初度登録	車台番号	型式
福祉車両	1台	平成9年10月	RF1- 1211267	E-RF1
マイクロバス	1台	平成6年5月	RGW40035246	U-RGW40改
中型バス	1台	平成21年10月	KR234J2 7000447	PDG- KR234J2

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和3年10月20日（水） から21日（木） 午後2時から午後5時まで *1法人等ごとに1時間以内	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター （アミティ舞洲） 大阪市此花区北港白津二丁目1番46号

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- (4) 令和2・3年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、令和3年10月7日（木）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

*令和2・3年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム

(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「令和2・3年度申請書」からダウンロードすること。

5 入札説明書等の交付場所

上記1及び大阪市ホームページ上からダウンロード可

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申請書
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループが発行する「令和2・3年度物品売払入札参加承認証の写し」

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和3年10月7日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記5に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を令和3年10月25日（月）午後5時30分までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時 令和3年10月22日 午後1時30分
- (2) 入札執行の場所 大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所地下1階
第8 共通会議室

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載されている個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載されている個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札は無効とする。
(注1) 入札に参加しようとする者は、入札に付する事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。
下見について立会者の確認印のない入札は無効とする。（再度入札時は除く。）
(注2) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
(注3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は次順位の者を落札者とする。

16 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

17 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話06-6208-8075

(入札・契約に関する問合せ先)

大阪市福祉局総務部経理・企画課

上記1に同じ

(福祉局総務部経理・企画課)